

最高裁判所 「上告棄却」!

不当判決を満腔の怒りをもって弾劾する!

9月3日、最高裁判所から「コロナ本人訴訟」の上告申立に対して「上告棄却」の通知が届き、大阪高裁の不当な判決が確定しました。

最高裁判所も「必要以上にコロナ感染の危険に晒された」事実について「大したことないから我慢しろ」ということなのでしょう。

しかし、私たちは、裁判での勝ち負けに一喜一憂することはありません。

なぜなら私たちは、「コロナ本人訴訟」の裁判闘争を通じて、泣き寝入りすることなく「おかしいことは、おかしい」と、主張し続けてサービックに立ち向かい、職場で多くの共感を得たし、なにより闘う戦列に仲間が加わってくれたからです。

今後も職場の内・外において、働くすべての労働者の労働条件の改善を目指し、労働者の権利の剥奪を許さないために闘い続けます。

(2020年8月5日、萩原さん大阪地裁へ提訴)

これまでの闘うすべての仲間の皆様のご支援とご協力に感謝申し上げます。
ありがとうございました。



(2022年7月6日、大阪高裁に控訴)



(2021年7月12日、柿本さん追撃提訴)

声 明

9月3日、最高裁から「コロナ本人訴訟」の上告申立に対して「上告棄却」の通知が届いた。大阪高裁判決が確定した。

1審・2審そして最高裁の不当判決を満腔の怒りをもって弾劾する。

「コロナ本人訴訟」は、2020年8月5日サービック新大阪第一事業所で働く萩原光廣さんが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で、サービック会社が行った「感染拡大防止策」としての自宅待機時の課題提出指示に「自宅待機は有給休暇であり課題提出はおかしい」と提出を拒否したことに対して、会社が、課題を提出しないことを理由に自宅待機から除外したため「自宅待機から除外したのは不当」であると大阪地方裁判所に提訴、翌2021年7月12日柿本克彦さんが、萩原さんに続いて提訴した裁判である。

世界中がパンデミックに陥り、日本においても「緊急事態宣言」が発せられ、不要な外出を避け仕事もテレワークや自宅待機などで感染拡大防止策が広がる中で、「必要以上に感染の危機にさらし」「言うことを聞かないやつは感染してもかまわない」と言わんばかりのサービック会社のやり方に「企業の安全配慮義務違反」にあたりと訴え闘ってきたのである。

2022年6月23日、大阪地裁岩崎雄亮裁判長は主文言い渡しの前に「本件自宅待機は勤務ではありません。課題も業務命令ではありません、提出の義務もありません。そのことを前提に諸般の事情を考慮し検討判断しました」と異例の前置きをしてから「請求を棄却する」と判決を言い渡した。まさに、原告の主張に目もくれず一切検討することなく、被告会社竹腰弘三郎所長らの「課題は業務である」と言う従来からの主張を、証人尋問において突然「課題は業務ではない」と翻した被告会社の主張にすぎり勤務変更は会社の裁量権」と、「企業の安全配慮義務違反」を問う裁判を「会社の裁量権」の問題へとすりかえた、まったくもって不当極まりない判決である。

2審大阪高裁もまた、原告が主張する1審の判決の誤り・矛盾を検討することなく、2023年3月16日「請求棄却」の判決を下した。

私たちは、裁判では敗訴したものの、職場では存在感を発揮して職場環境改善に取り組み、全組合員の裁判傍聴参加、そして刀谷栄治さんの加入と「コロナ本人訴訟」の闘いを通じて多くの共感と連帯、組織の強化・拡大を克ちとった。

これまでの闘いに支援いただいた仲間の皆さんに感謝申し上げます。

私たちは、裁判での勝ち負けに一喜一憂することなく、これからも「おかしいことはおかしい」と、司法の反動化が著しい中であっても、裁判闘争をも含め職場からの闘いを果敢に奮闘する。

2023年9月7日

J R 東海労新幹線関西地方本部
「コロナ本人訴訟」プロジェクト
J R 東海労関西地区分会